

一般社団法人 日本アーバンスポーツ支援協議会定款

第1章 総則第1条（名称）

当法人は、一般社団法人日本アーバンスポーツ支援協議会と称し、外国に対しては J a p a n U r b a n S p o r t s S u p p o r t C o m m i t t e e（略称 J U S C）と称する。

第2条（事務所）

当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第3条（目的）

当法人は、各種都市型スポーツ（以下、「アーバンスポーツ」という。）の普及、指導者及びこれを志す者の指導技術の研鑽並びに会員相互の親睦を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) アーバンスポーツ競技会及びアーバンスポーツに関連するイベントの企画、開催並びに運営
- (2) アーバンスポーツ事業の振興活動及び普及広報活動並びにそれらの活動の支援
- (3) アーバンスポーツ指導者に対する各種研修会の開催
- (4) アーバンスポーツに関する書籍及び映像媒体等の制作並びに販売
- (5) アーバンスポーツ指導者及び指導教材の斡旋
- (6) アーバンスポーツに関する知的財産の保護管理
- (7) 会員相互並びに国内外の関連機関との交流
- (8) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第4条（公告の方法）

当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員及び会員第5条（種別）

当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 アーバンスポーツの普及振興に尽力する団体並びに個人
- (2) 名誉会員 当法人に対し、特に功労のあった者で、理事会において推薦された個人

第6条（入会）

当法人に会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより申込みをし、会長の承認を受けなければならない。但し、名誉会員に推薦された者は、入会手続を要せず、本人の承諾をもって名誉会員となる。

第7条（経費等の負担）

正会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負い、社員総会において別に定める入会金及び会費（以下、単に「入会金」又は「会費」という。）を納入しなければならない。

- 2 名誉会員は、入会金及び会費を納入することを要しない。
- 3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第8条（退社）

会員は、理事会において定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

第9条（除名）

当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

第10条（会員の資格喪失）

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散若しくは消滅したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総ての正会員の同意があったとき。

第11条（会員簿）

当法人は、会員氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会第12条（構成）

社員総会は、第5条第1号の正会員をもって構成する。

第13条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

第14条（開催）

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

第15条（招集）

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

第16条（議長）

社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

第17条（議決権）

社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

第18条（決議）

社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第19条（議事録）

社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員第20条（役員）

当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
- (2) 監事5名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

第21条（役員を選任）理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

第22条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

第23条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第24条（役員任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第20条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第25条（役員解任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第26条（役員報酬等）

理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第27条（取引の制限）

理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第28条（責任の一部免除又は限定）

当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額とする。

第29条（名誉職）

当法人には、名誉会長1名、並びに、名誉副会長、名誉顧問及び顧問を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長、名誉副会長及び顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び名誉副会長は、会長及び理事会の諮問に応ずる。
- 4 名誉顧問及び顧問は、理事会の諮問に応ずる。
- 5 名誉会長、名誉副会長、名誉顧問及び顧問は、当法人の業務執行には何らの関与も行わない。
- 6 名誉会長、名誉副会長、名誉顧問及び顧問は、無報酬とする。

第5章 理事会第30条（構成）

当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第31条（権限）

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

第32条（招集）

理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

第33条（議長）

理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第34条（決議）

理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第35条（報告の省略）

理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

第36条（議事録）

理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第37条（理事会規則）

理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 専門委員会第38条（専門委員会）

当法人の事業遂行に必要な専門的事項を処理するため、理事会の決議に基づき専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第7章 基金第39条（基金の抛等）

当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 抛出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定める。

第8章 計算第40条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年1月2日から翌年1月30日までの年1期とする。

第41条（事業計画及び収支予算）当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供する。

第42条（事業報告及び決算）

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。

第43条（剰余金の不分配）

当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、解散及び清算第44条（定款の変更）

この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

第45条（解散）

当法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

第46条（残余財産の帰属）

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第10章 事務局第47条（事務局及び職員）

当法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局及び職員に関する事項は、別に定める。

3 事務局長及び職員は、有給とする。

第11章 補則第48条（委任）

本定款で、別に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により決定する。

第12章 附則第49条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年11月30日までとする。

第50条（設立時社員の氏名又は名称及び住所） 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 渡邊 守成

設立時社員 針谷 和昌

第51条（法令の準拠） 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本アーバンスポーツ支援協議会設立のため、設立時社員渡邊守成外1名の定款作成代理人丸山瑞枝は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成29年12月11日

設立時社員 渡邊 守成

設立時社員 針谷 和昌

定款作成代理人

丸山 瑞枝